（債権管理事務取扱規則の一部改正）

第二条　債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～3　略］ 4　保険料及び掛金の類 ［保険料債権～原子力損害補償料債権　略］ 自動車事故対策事業賦課金債権 ［掛金債権～石綿健康被害救済拠出金債権　略］ ［5～15　略］ ［二～四　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～3　同上］ 4　保険料及び掛金の類 ［保険料債権～原子力損害補償料債権　同上］ 自動車損害賠償保障事業賦課金債権 ［掛金債権～石綿健康被害救済拠出金債権　同上］ ［5～15　同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

○財務省令第九号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第六十七条第三項、第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任研究官） **第四十四条**　総務研究部に、主任研究官九人以内（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。 2　［略］ （証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　各財務局及び福岡財務支局に、証券取引等監視官それぞれ一人を、関東財務局に、証券取引等副監視官三人を、東海財務局及び近畿財務局に、証券取引等副監視官それぞれ一人を置く。 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報	（主任研究官） **第四十四条**　総務研究部に、主任研究官六人以内（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。 2　［同上］ （証券取引等監視官及び証券取引等副監視官） **第百九十条**　各財務局及び福岡財務支局に、証券取引等監視官それぞれ一人を、関東財務局に、証券取引等副監視官三人を、東海財務局及び近畿財務局に、証券取引等副監視官それぞれ一人を置く。 2　証券取引等監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を掌理する。 一　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、個人情報